

第四次あきた売れる米づくりランクアップ運動推進対策要領

制定 令和 6年 4月 1日

1. 目 的

第四次あきた売れる米づくりランクアップ運動推進要領に基づき、J Aなどが取り組む地区段階の活動に支援するため、必要とする経費の一部に助成する。

2. 対策期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

3. 助成項目

- (1) 売れる米づくり生産対策助成
- (2) 種子更新対策助成

4. 助成内容

- (1) 売れる米づくり生産対策助成

- 1) 助成内容

売れる米づくり及び整粒歩合・食味値向上等に向けて、生産者への普及啓発対策を実施したJ Aなどに対する助成。

具体策として

- ① パンフレット及びチラシ類の作成配布など
- ② 推進大会、座談会、研修会等の会場費及び昼食代など
- ③ 気象変動対策に係る指導費用など

- 2) 助成額

J A米（安心米）出荷契約数量の60kgあたり0.5円の助成

- (2) 種子更新対策助成

- 1) 助成内容

種子更新率維持向上対策として、生産者への普及啓発と予約注文の推進を実施したJ Aなどに対する助成。

具体策として

- ① パンフレット及び予約注文書類の作成など
- ② 推進大会、座談会、研修会等の会場費及び昼食代など
- ③ 栽培履歴記帳・農業生産工程管理の指導費用など

- 2) 助成額

J A米（安心米）出荷契約数量の60kgあたり0.2円の助成。

5. 助成申請手続き

- (1) 助成額内示

当年度予算額（秋田県産米改良協会総会承認）内において、当年産J A米（安心米）出荷契約数量をもとに、J Aなどに対する活動助成額を内示する。

- (2) 申請様式

J Aなどは内示額の範囲内において、別紙様式1による計画書を提出する。

- (3) 申請期限

事業年度9月末日

6. 活動助成金の支出時期

活動計画書の内容確認を行い、事業年度11月末日までに送金する。但し、助成額は

消費税込み価格とする。

7. 活動報告書の提出

(1) 提出様式

助成を受けた J A などは、活動助成額について別紙様式 2 による報告書を提出する。

(2) 提出期限

事業年度 1 月末日

(3) その他

活動事業に虚偽があれば、助成金の返還を求める。

8. その他

この要領の改廃は、秋田県うまい米づくり運動推進本部長がこれを行う。

附 則

1. この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。